新型コロナウイルス感染拡大防止対策について(お願い)

日頃より当園の外来・在宅サービスをご利用いただきありがとうございます。

令和4年1月に入り新型コロナウイルス感染者数が増えてきており、引き続きの感染拡大防止対策が必要です。

つきましては、次に該当する場合は()のようになるまでは、利用をご遠慮いた だきますようお願い申し上げます。

以前のお願いと趣旨は変わりませんが、一部修正させていただきました(下線部)。

- 1 ご本人・ご家族にコロナ感染の方がいる場合
 - (来園は、ご本人と家族すべてが外出可(保健所の判断)となってから。)
- 2 ご本人・ご家族に発熱、せき・鼻水、だるさ等体調不良の方がいる場合 (来園は、新型コロナ検査(一)を確認するか、症状消失から7日たってから。)
- 3 通園・通学している保育園・幼稚園・学校・通園施設で利用者・職員・児童生徒等にコロナ感染(感染疑いも含む)があった場合(ご本人が濃厚接触者でない場合)

(来園は、各施設の利用が平常な状態に戻ってから)

4 ご家族の勤め先等お近くでコロナ感染(感染疑いも含む)があった場合(ご本人が濃厚接触者でない場合)

(来園は、職場が平常な状態に戻ってから)

- 5 ご本人・ご家族が濃厚接触者となった場合 (来園は、ご本人と家族すべてが外出可(保健所の判断)となってから。)
- 6 ご本人・ご家族が、濃厚接触者でないが新型コロナ検査を受けた場合 (来園は、検査(一)を確認してから。)
- ※ 新型コロナ検査とは、PCR 検査・抗原検査等のことをさします。
- ※ ご本人、ご家族、その他お近くでコロナ感染があった場合は、お早めにご連絡ください。

令和4年1月26日

群馬整肢療護園 園長 川嶋伸明